



SuMi TRUST 年金ニュース

(2019年2月1日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 財政状況等のモニタリング強化に関する 事務連絡の発出

2019年（平成31年）1月31日、厚生労働省より、2019年度以降の厚生年金基金の財政状況等のモニタリング強化に関して補足する事務連絡が発出されました。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190201jimurenaku.pdf>

経緯

厚生年金基金の代行資産保全の観点から、財政状況等に対するモニタリング強化をする目的で、2014年4月1日以降、以下の①から④までの事項について、順次実施することになっておりました。従来の①及び②の報告事項に加え、2019年4月1日以降に存続する厚生年金基金は「③各四半期末における母体企業の経営状況の報告」及び「④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施」が求められます。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①各月末における最低責任準備金と純資産の額の報告 | } 従来から実施済 |
| ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合の報告 | |
| ③各四半期末における母体企業の経営状況の報告 | } 2019年度以降実施 |
| ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施 | |

事務連絡において補足された内容

③各四半期末における母体企業の経営状況の報告

母体企業の掛金納付状況及び母体企業の四半期毎の財務諸表等により、母体企業の経営状況について報告する必要があります。

ただし、四半期毎に財務諸表を作成していない場合は、母体企業の経営状況の判断に資するものとして、以下の事項等を総合的に判断して報告する必要があります。

- 直近の財務諸表による母体企業の経営状況
- 母体企業における大規模な組織再編の有無
- 総合型の基金を設立している企業に対し強力な指導統制力を有する組織母体又は当該企業で構成されている健康保険組合の運営状況

④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

年1回以上、業務委託先に所属していない年金数理人（第2年金数理人）による財政診断の結果を代議員会で報告・審議する必要があります。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066